

○笛吹市コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付要綱

平成19年12月20日

告示第203号

(趣旨)

第1条 この告示は、笛吹市内の自治組織(「行政区」、「地区」。以下「行政区等」という。)が管理運営するコミュニティ施設の水質浄化を行うための整備のうち、市長が必要と認めるものに対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)及びこの告示に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、行政区等が管理運営するコミュニティ施設(公民館、集会所、集落センター等)において、水質浄化のために必要な事業である公共下水道及び農業集落排水への接続工事に要する直接経費とする。

(補助金額)

第3条 事業の補助金の交付は一施設につき1回限りとし、補助金額は前条で定める公共下水道及び農業集落排水への接続工事の経費の4分の3以内とし、35万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする行政区等の代表者(以下「行政区長等」という。)は、コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 事業収支予算書(別紙2)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得したものは、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号アに定める軽微な変更とは、第2条で定める補助の対象経費の20パーセント以内の変更をいう。

(補助金の交付決定)

第7条 補助金の交付決定は、コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(事業の変更)

第8条 行政区長等は、第5条第1号アの補助事業の内容の変更を行う場合には、コミュニティ施設水質浄化事業計画変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書(別紙1)

(2) 事業変更収支予算書(別紙2)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 事業変更の承認は、コミュニティ施設水質浄化事業補助金の事業計画の変更承認通知書(様式第4号)により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 行政区長等は、事業完了後速やかにコミュニティ施設水質浄化事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(別紙1)

(2) 収支決算書(別紙2)

(3) 添付書類

ア 領収書の写し

イ 完成写真(着工前・施工中・施工後の様子がわかるもの)

ウ 請求書(別紙3)

エ その他参考となるもの

2 市長は、実績報告書の内容を審査し、その内容が適当と認める場合は、補助金を確定し、コミュニティ施設水質浄化事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、行政区長等が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、行政区長等に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて行政区長等にその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、事業完了を確認したのちに交付するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第126号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第57号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付申請書

年度において、コミュニティ施設水質浄化事業を実施したいので、コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業の目的

3 添付書類

- (1) 事業計画書 別紙1
- (2) 事業収支予算書 別紙2
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったコミュニティ施設水質浄化事業補助金については、コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長

様

住 所
団 体 名
申請者 代表者名
電話番号

コミュニティ施設水質浄化事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けたコミュニティ施設水質浄化事業の計画を次のとおり変更したいので、コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書 別紙1
- (2) 事業収支予算書 別紙2
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



コミュニティ施設水質浄化事業補助金の事業計画の変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、コミュニティ施設水質浄化事業補助金の事業計画の変更については、申請のとおり承認します。

記

変更計画に係る補助金の交付決定の額は、次のとおりとする。

交 付 決 定 額	増 減 額	変 更 交 付 決 定 額
円	円	円

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長

様

申請者 住 所
団 体 名
代表者名
電話番号

コミュニティ施設水質浄化事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金の交付を受けたコミュニティ施設水
質浄化事業が完了したので、コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付要綱第9条の規定によ
り、次のとおり関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業実績書(別紙1)
- (2) 収支決算書(別紙2)
- (3) 添付書類
 - ア 領収書の写し
 - イ 完成写真(着工前・施工中・施工後の様子がわかるもの)
 - ウ その他参考となるもの

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



コミュニティ施設水質浄化事業補助金確定通知書

年 月 日付けの補助事業実績報告書を審査した結果、当該コミュニティ施設
水質浄化事業に対する補助金として次のとおり確定します。

補助金交付確定額

円

様式第 7 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったコミュニティ施設水質浄化事業補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市コミュニティ施設水質浄化事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定取消年月日 年 月 日
- 2 交付決定額 円
- 3 取消後の交付決定額 円
- 4 取消しの理由

別紙1

コミュニティ施設水質浄化事業計画書(事業変更計画書・事業実績書)

1 地区名

2 施設の名称及び所在地

(1) 名称

(2) 所在地 笛吹市

3 施設区分

- ① 公会堂 ② 公民館 ③ 集落センター ④ 集会所
(該当する項目を○で囲む)

4 設置主体

5 運営主体

6 整備の目的

7 施設の構造及び整備内容

(1) 構造

(2) 整備内容

8 事業費の内訳

単位：円

内 訳		補助対象事業費	補助対象外事業費	合 計
事業費				
数量(延長等)				
単 価				
財 源 内 訳	市補助金			
	設置者負担金			
	そ の 他			
	合 計			

9 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

10 その他(添付資料等)

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に()書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

別紙2

コミュニティ施設水質浄化事業収支予算書(事業変更収支予算書・収支決算書)

1 収入の部

単位：円

科 目	金 額	備 考
市 補 助 金		
地 元 負 担 金		
合 計		

2 支出の部

単位：円

科 目	金 額	備 考
合 計		

(注) 変更事業収支予算書の場合は、変更前の計画を上段に()書きし、変更後の収支を下段に記載すること。

別紙3

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け第 号により確定を受けたコミュニティ施設水質事業補助金として、上記金額を請求する。

年 月 日

笛吹市長 様

住 所
団 体 名
請求者 代表者名
電話番号

口座振込先

金 融 機 関 名	銀行・組合・農業協同組合	支店・支所
口 座 種 別	・普通	・当座
口 座 番 号	NO. _____	
口 座 名 義		